



埼玉県報

第 2 3 5 4 号
平 成 2 4 年 1 月 1 3 日
金 曜 日

目 次

告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [平成23年10月から12月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況\(入札執行課\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [土壌汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定\(水環境課\)](#)
- [土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定\(水環境課\)](#)
- [土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定\(水環境課\)](#)
- [土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の全部解除\(水環境課\)](#)
- [新座都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [大里用水土地改良区の役員退任届\(大里農林振興センター\)](#)
- [肥料の登録の有効期間の更新に関する告示\(病害虫防除所\)](#)
- [肥料登録の失効に関する告示\(病害虫防除所\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく基本測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [東松山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧\(都市計画課\)](#)
- [東松山都市計画区域区分の変更の案の縦覧\(都市計画課\)](#)
- [東松山都市計画用途地域の変更の案の縦覧\(都市計画課\)](#)
- [狭山都市計画の変更に関する公聴会の中止\(都市計画課\)](#)
- [建築協定区域隣接地の区域内の土地の所有者が建築協定に加わること\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築協定区域隣接地の区域内の土地の所有者が建築協定に加わること\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築協定区域隣接地の区域内の土地の所有者が建築協定に加わること\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築協定区域隣接地の区域内の土地の所有者が建築協定に加わること\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築協定区域隣接地の区域内の土地の所有者が建築協定に加わること\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築協定区域隣接地の区域内の土地の所有者が建築協定に加わること\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築協定区域隣接地の区域内の土地の所有者が建築協定に加わること\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築協定区域隣接地の区域内の土地の所有者が建築協定に加わること\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)

告 示

埼玉県告示第二十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年一月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十三年十二月二十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人まちづくり協議会・元気塾

三 代表者の氏名

清水 壽郎

四 主たる事務所の所在地

埼玉県春日部市大場三百八十一番地三

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、市民、市民団体等に対し、バス旅行、歴史探訪、スポーツ、音楽会、三世代交流、グリーンツーリズム、伝統産業育成などの事業を行い、人々の無縁化、孤立化を排除し、地域がお互いにささえあいながら健康で安心、安全な、生き甲斐のある明るい社会を構築することを目的とする。

（変更後）この法人は、市民、市民団体等に対し、バス旅行、歴史探訪、スポーツ、音楽会、三世代交流、グリーンツーリズム、医療環境の健全化、福祉サービス向上、伝統産業育成などの事業を行い、人々の無縁化、孤立化を排除し、地域がお互いにささえあいながら健康で安心、安全な、生き甲斐のある明るい社会を構築することを目的とする。

告示

埼玉県告示第三十二号

平成二十三年十月から十二月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について、次のとおり公表する。

平成二十四年一月十三日

埼玉県知事 上田清司

政府調達に係る苦情の受付件数 なし

告 示

埼玉県告示第三十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年一月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十三年十二月二十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人わんぱくクラブ

三 代表者の氏名

水 野 綾 子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市緑区東浦和六丁目十六番三号

五 定款に記載された目的

この法人は、地域のなかで、障がい児・者とその家族の生活を豊かで、充実したものとし、広く福祉の向上に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第二十四号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域を次のとおり指定する。

平成二十四年一月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 要措置区域として指定する区域

別図のとおり（埼玉県戸田市大字下笹目字谷口百十六番三の一部、百十六番十のの一部、百十六番十二、百十六番十三の一部、百十六番二十五の一部）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

トリクロロエチレン

三 講ずべき指示措置


地下水の水質の測定

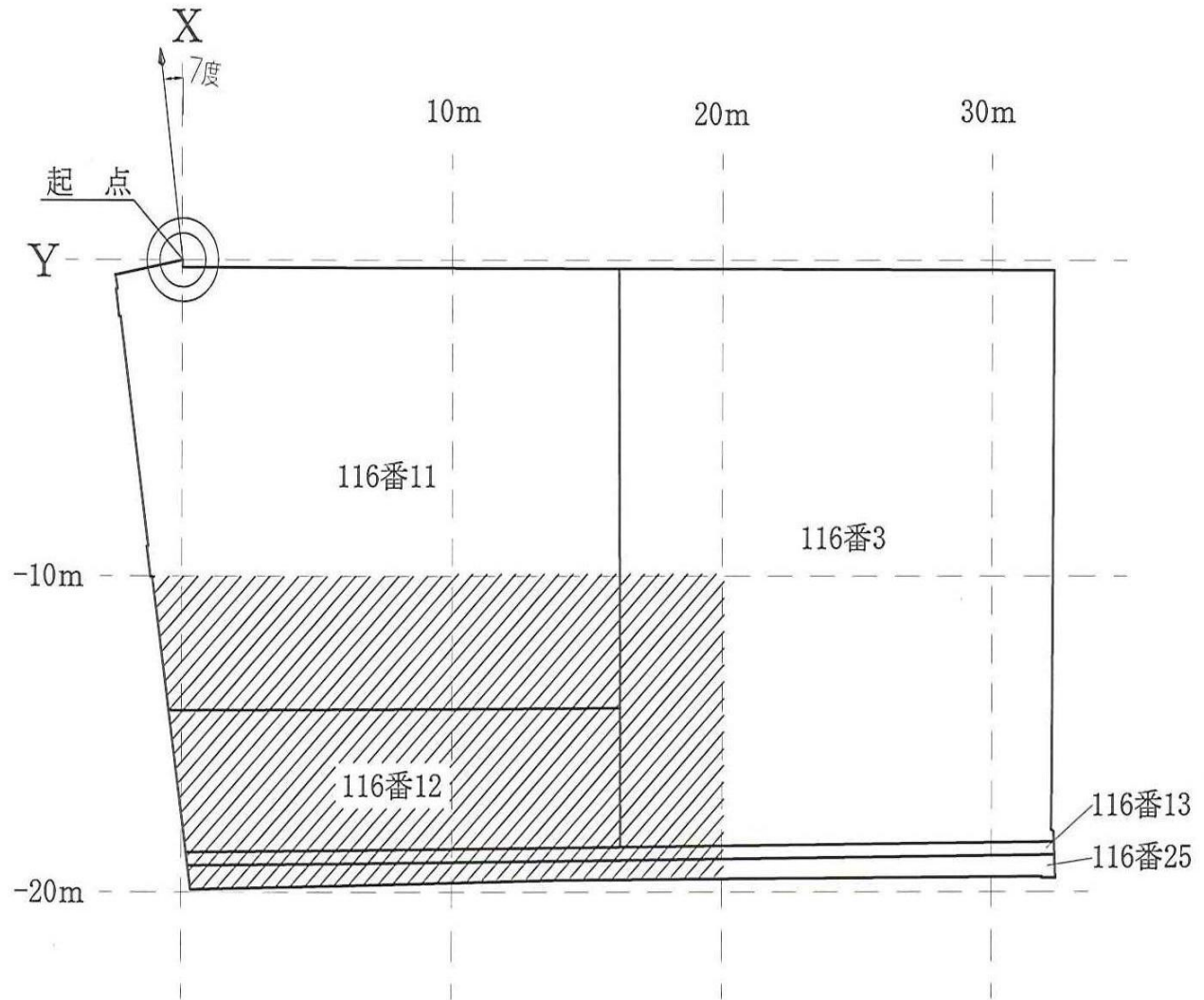
起点

起点は、戸田市大字下
笹目116番11の最北端
とする。

格子の回転角7度

起点を通り東西方向及
び南北方向に引いた線
並びこれらと平行して
10m間隔で引いた線に
より構成される格子を、
起点を支点に右方向に
回転させた角度を示す。

 要措置区域



告 示

埼玉県告示第二十五号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。


平成二十四年一月十三日

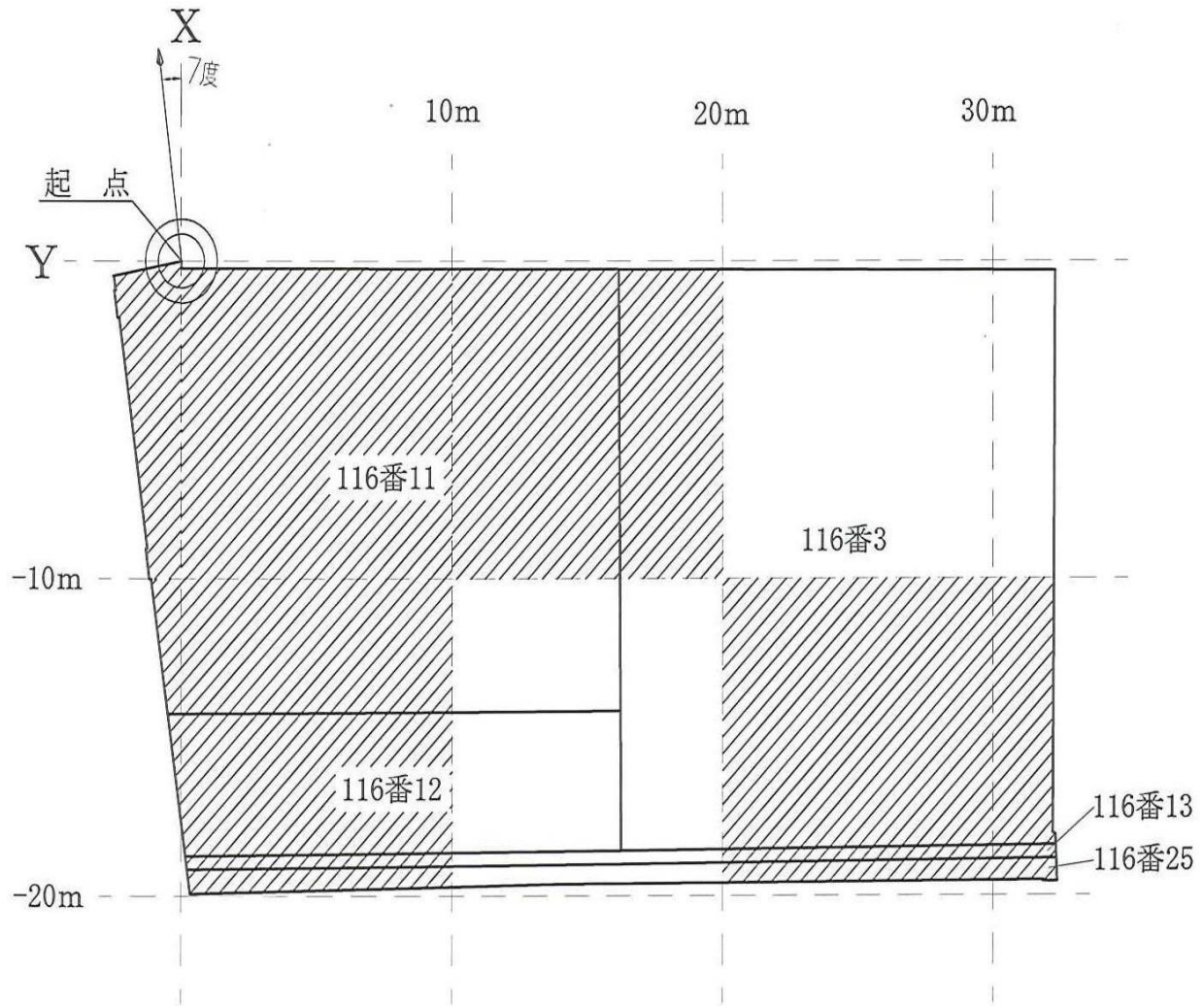
埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域として指定する区域
別図のとおり（埼玉県戸田市大字下笹目字谷口百十六番三の一部、百十六番十
一の一部、百十六番十二の一部、百十六番十三の一部、百十六番二十五の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項
の基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物

起点
 起点は、戸田市大字下
 笹目116番11の最北端
 とする。

格子の回転角7度
 起点を通り東西方向及
 び南北方向に引いた線
 並びこれらと平行して
 10m間隔で引いた線に
 より構成される格子を、
 起点を支点に右方向に
 回転させた角度を示す。

 形質変更時要届出区域



告 示

埼玉県告示第二十六号

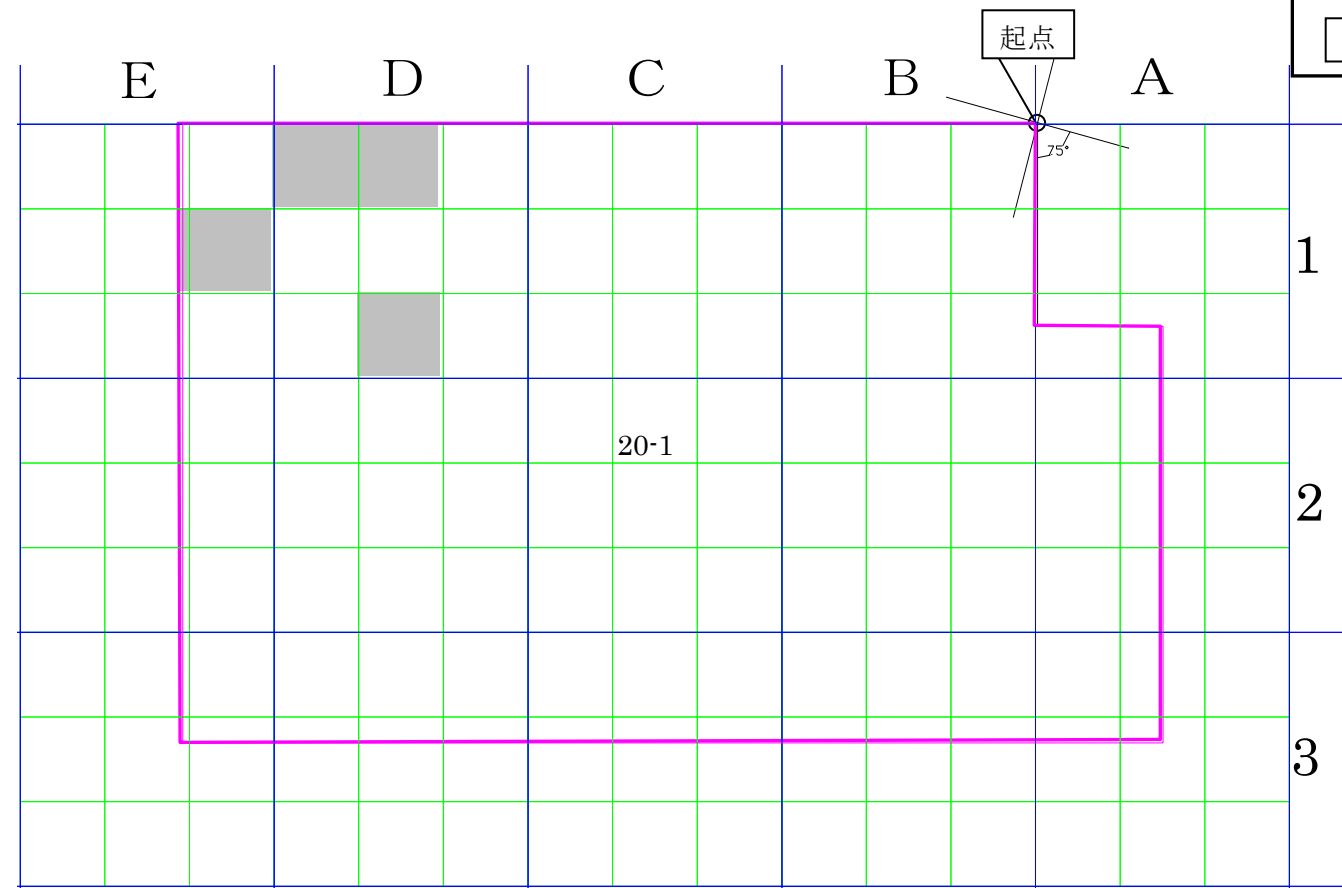
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。

平成二十四年一月十三日

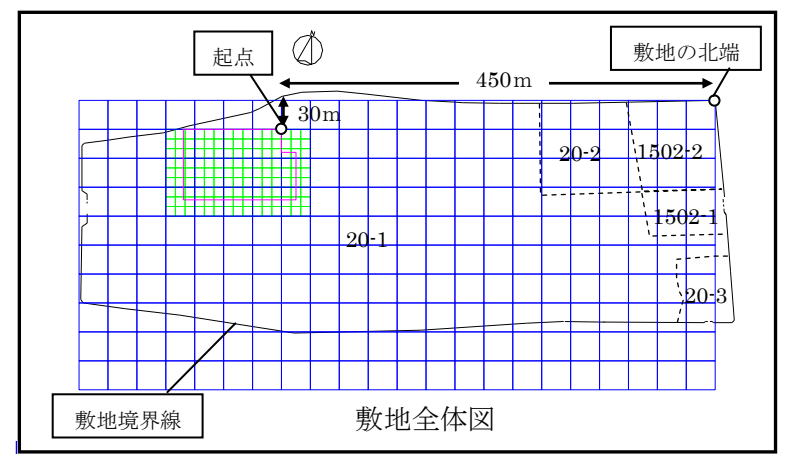
埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域として指定する区域
別図のとおり（埼玉県飯能市大字新光二十番一の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

別図



改変区域拡大図



起 点

起点は、飯能市大字双柳字丙新田 1502 番 2 の北端（＝敷地の北端）より、メッシュと平行に西方向に 450 メートル、南方向に 30 メートル（直線距離で 451 メートル）の位置とする。

格子の回転角 75°

起点を通り東西方向及び南東方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m 間隔で引いた線により構成される格子を、起点を支点に右方向に回転させた角度を示す。

凡 例

- : 30m 格子
- : 10m 区画
- : 改変区域
- : 鉛（土壌含有量）基準超過区画

告 示

埼玉県告示第二十七号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定に基づき、平成二十二年埼玉県告示第四百三十二号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

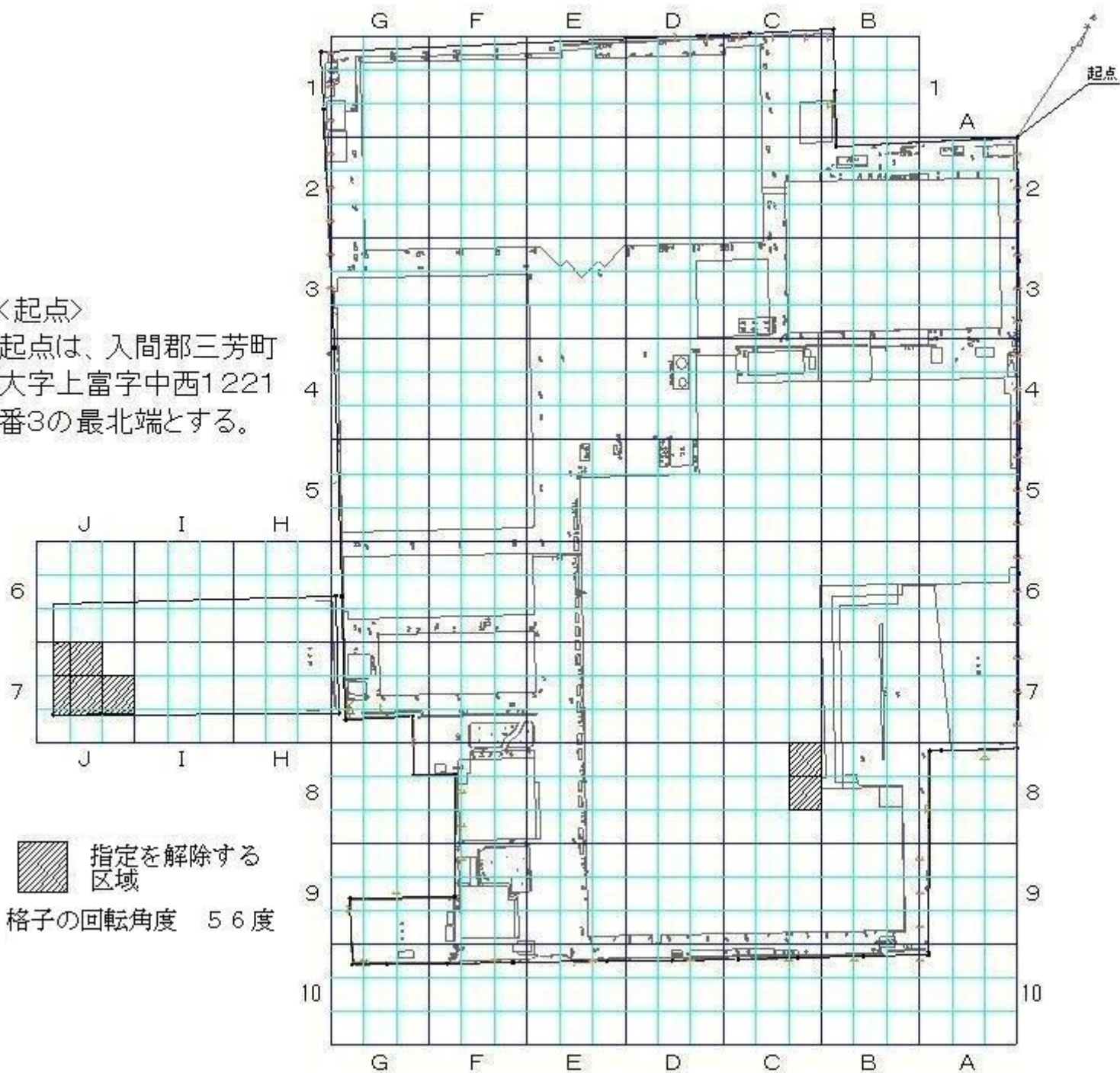
平成二十四年一月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県入間郡三芳町大字上富千百七十五番一の一部、千二百三番二の一部）
- 二 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去

<起点>

起点は、入間郡三芳町
大字上富字中西1221
番3の最北端とする。



指定を解除する
区域

格子の回転角度 56度

告 示

埼玉県告示第二十八号

新座市から新座都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十四年一月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大里用水土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十四年一月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所
理事 長	嶋 正 夫	埼玉県熊谷市石原九百三十九番地

告 示

埼玉県告示第四十号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十四年一月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％） その他の規格	登録の有効期限	生産業者の氏名 又は名称及び住所
埼玉県第 四四四号	混合有機 質肥料	6・0魚 かす混合 肥料	窒素全量 六・〇 りん酸全量 四・〇 含有を許される有 害成分の最大量 は、公定規格のと おり	平成二十六 年十一月十 一日	大東肥料株式会社 東京都江東区亀戸 六丁目四十九番十 二号
埼玉県第 四四五号	混合有機 質肥料	5・0魚 かす混合 肥料	窒素全量 五・〇 りん酸全量 五・〇 含有を許される有 害成分の最大量 は、公定規格のと おり	平成二十六 年十一月十 一日	大東肥料株式会社 東京都江東区亀戸 六丁目四十九番十 二号
埼玉県第 五〇六号	混合有機 質肥料	混合有機 質肥料 5・5・ 2号	窒素全量 五・〇 りん酸全量 五・〇 加里全量 二・〇 含有を許される有	平成二十六 年十二月十 二日	千成産業株式会社 埼玉県日高市原宿 七百五十三番地一

埼玉県第 六六三号	埼玉県第 六二五号	埼玉県第 六〇一号	配合肥料	乾燥菌体 肥料	乾燥菌体 肥料	1 20	乾燥菌体 肥料76	乾燥菌体 肥料42	窒素全量 りん酸全量 一・〇 二〇・〇	窒素全量 りん酸全量 七・〇 六・〇	窒素全量 りん酸全量 四・〇 二・〇	あり	あり	平成二十六年十一月九日	平成二十六年十月十七日	大東肥料株式会社 東京都江東区亀戸 六丁目四十九番十 二号	朝日工業株式会社 東京都豊島区東池 袋三丁目一番一号	朝日工業株式会社 東京都豊島区東池 袋三丁目一番一号
						ん ゆうきく			含有を許される有 害成分の最大量及 びその他の制限事 項は、公定規格の とおり	含有を許される有 害成分の最大量及 びその他の制限事 項は、公定規格の とおり	含有を許される有 害成分の最大量及 びその他の制限事 項は、公定規格の とおり	害成分の最大量 は、公定規格のと おり	害成分の最大量 は、公定規格のと おり					

告示

埼玉県告示第四十一号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定により次の肥料の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十四年一月十三日

埼玉県知事 上田清司

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％） その他の規格	生産業者の氏名又は 名称及び住所
埼玉県第 五九六号	豆腐かす乾 燥肥料	豆腐かす乾燥肥 料4号	窒素全量 四・〇	朝日工業株式会社 東京都豊島区東池袋 三丁目一番一号

告示

埼玉県告示第四十二号

測量計画機関の長である比企郡吉見町長新井保美から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年一月十三日

埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

比企郡吉見町

二 作業種類

公共測量（三級公共基準点測量）

三 作業地域

比企郡吉見町大字田甲地内外

四 作業期間

平成二十四年一月十日から平成二十四年三月二十三日まで

告 示

埼玉県告示第四十二号

測量計画機関の長である幸手市長渡辺邦夫から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年一月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

幸手市

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

幸手市内全域

四 作業期間

平成二十三年十二月七日から平成二十四年三月十六日まで

告 示

埼玉県告示第四十四号

測量計画機関の長である秩父郡長瀬町長大澤芳夫から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年一月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

秩父郡長瀬町

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

秩父郡長瀬町全域

四 作業期間

平成二十三年十二月一日から平成二十四年三月二十六日まで

告 示

埼玉県告示第四十五号

測量計画機関の長である埼玉県本庄農林振興センター所長田島雄治から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年一月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

埼玉県本庄農林振興センター

二 作業種類

公共測量（基準点測量 土地改良事業（ほ場整備）上里西部地区）

三 作業地域

児玉郡上里町大字五明ほか地内

四 作業期間

平成二十四年一月五日から平成二十四年二月二十九日まで

告 示

埼玉県告示第四十六号

平成二十三年埼玉県告示第六十一号で公示した基本測量（東北地方太平洋沖地震に伴う高精度三次元測量）は、平成二十三年十一月三十日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年一月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四十七号

平成二十三年埼玉県告示第四百九十九号で公示した公共測量（羽生水郷公園計画図作成）は、平成二十三年八月四日終了した旨測量計画機関の長である埼玉県行田県土整備事務所長吉田学から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年一月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四十八号

平成二十三年埼玉県告示第千六百六十七号で公示した公共測量（新座市都市計画基本図作成）は、平成二十三年十一月三十日終了した旨測量計画機関の長である新座市長須田健治から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年一月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年一月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

東松山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

東松山都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県東松山県土整備事務所、東松山市都市整備部都市計画課、吉見町まち整備課、滑川町建設課、嵐山町まちづくり整備課

四 縦覧期間

平成二十四年一月十三日から平成二十四年一月二十七日まで

告示

埼玉県告示第五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年一月十三日

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画の種類及び名称

東松山都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

東松山市大字葛袋字山崎の全部、字山根甲、字山根乙、字鷹巢、字丸山、字入山、字上谷及び字中前谷の各一部、大字下唐子字坂東の一部及び比企郡吉見町大字西吉見の一部、大字南吉見字永腐裏の全部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県東松山県土整備事務所、東松山市都市整備部都市計画課、吉見町まち整備課、滑川町建設課、嵐山町まちづくり整備課

四 縦覧期間

平成二十四年一月十三日から平成二十四年一月二十七日まで

告示

埼玉県告示第五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年一月十三日

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画の種類及び名称

東松山都市計画用途地域

二 都市計画を変更する土地の区域

東松山市大字葛袋字山崎の全部、字山根甲、字山根乙、字鷹巢、字丸山、字入山、字上谷及び字中前谷の各一部、大字下唐子字坂東の一部及び比企郡吉見町大字西吉見の一部、大字南吉見字永腐裏の全部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県東松山県土整備事務所、東松山市都市整備部都市計画課、吉見町まち整備課、滑川町建設課、嵐山町まちづくり整備課

四 縦覧期間

平成二十四年一月十三日から平成二十四年一月二十七日まで

告 示

埼玉県告示第五十二号

平成二十三年十二月十三日付け埼玉県告示第千四百五十九号で告示した狭山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分、用途地域に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成二十四年一月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十五条の二第二項の規定による
意思の表示があつたので、次のとおり公告する。

平成二十四年一月十三日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 建築協定の名称

鳩山ニュータウン第5工区（1）建築協定

二 建築協定への加入者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名）

埼玉県比企郡鳩山町鳩ヶ丘一丁目二十七番一号 向 井 孝 始

三 建築協定への加入に係る土地の区域

埼玉県比企郡鳩山町鳩ヶ丘一丁目千四百四十三番二百七十二

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十五条の二第二項の規定による
意思の表示があつたので、次のとおり公告する。

平成二十四年一月十三日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 建築協定の名称

鳩山ニュータウン第6工区（1）・（3）、第7工区（3）・（4）建築協定

二 建築協定への加入者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名）

埼玉県比企郡鳩山町松ヶ丘一丁目十三番二号 酒井雄作

酒井陽子

三 建築協定への加入に係る土地の区域

埼玉県比企郡鳩山町松ヶ丘一丁目千四百八十六番五百二十二

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十五条の二第二項の規定による
意思の表示があつたので、次のとおり公告する。

平成二十四年一月十三日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 建築協定の名称

鳩山ニュータウン第6次建築協定

二 建築協定への加入者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名）

埼玉県比企郡鳩山町楓ヶ丘三丁目二十三番六 木 村 仁

三 建築協定への加入に係る土地の区域

埼玉県比企郡鳩山町楓ヶ丘三丁目六百六十四番四百四十二

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十五条の二第二項の規定による
意思の表示があつたので、次のとおり公告する。

平成二十四年一月十三日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 建築協定の名称

坂戸市北坂戸団地第三住宅地区建築協定

二 建築協定への加入者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名）

埼玉県坂戸市末広町千三百四十七ノ一 持 木 貞 子

三 建築協定への加入に係る土地の区域

埼玉県坂戸市末広町十三ノ百八

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十五条の二第二項の規定による
意思の表示があつたので、次のとおり公告する。

平成二十四年一月十三日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 建築協定の名称

鳩山ニュータウン第2次建築協定

二 建築協定への加入者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名）

埼玉県比企郡鳩山町楓ヶ丘四丁目二十番十三号 齋藤 輝夫

三 建築協定への加入に係る土地の区域

埼玉県比企郡鳩山町楓ヶ丘四丁目八百六十七番二百九

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十五条の二第二項の規定による
意思の表示があつたので、次のとおり公告する。

平成二十四年一月十三日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 建築協定の名称

鳩山ニュータウン第6工区（1）・（3）、第7工区（3）・（4）建築協定

二 建築協定への加入者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名）

埼玉県比企郡鳩山町松ヶ丘一丁目八番六号 岡野 紀子

三 建築協定への加入に係る土地の区域

埼玉県比企郡鳩山町松ヶ丘一丁目千四百八十六番四百四十一

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十五条の二第二項の規定による
意思の表示があつたので、次のとおり公告する。

平成二十四年一月十三日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 建築協定の名称

鳩山ニュータウン第25次建築協定

二 建築協定への加入者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名）

埼玉県比企郡鳩山町鳩ヶ丘一丁目十五番一号 尾山 謙 仁

三 建築協定への加入に係る土地の区域

埼玉県比企郡鳩山町鳩ヶ丘一丁目千四百四十三番五百二

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年一月十三日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十三年十月二十日

指令川建セ第二三〇〇七五〇号

二 検査済証番号

平成二十四年一月十一日

川建セ第二三〇〇八七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字下伊草字本村一三三番一八、一三三番一九、一三三番

二〇、一三三番二一、一三三番二二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡川島町大字上伊草九八五番地一

株式会社 ケーアイホーム 代表取締役 伊藤 勝昭

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年一月十三日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘 裕子

一 許可番号

平成二十三年九月六日

指令越建セ第二三〇〇二二〇号

二 検査済証番号

平成二十四年一月六日

越建セ第三六八 一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町大字須賀字宮前九百八十五番七、三十九、四十

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県越谷市宮本町五丁目二百三十一番地 グレイSTM一〇三号

安田 瑞之

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年一月十三日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘

裕子

一 許可番号

平成二十四年一月六日

指令越建セ第二三〇〇一一一号

二 検査済証番号

平成二十四年一月十日

越建セ第三六五一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字佐左エ門千二百四十五番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字佐左エ門千二百四十五番地

金久保 直也